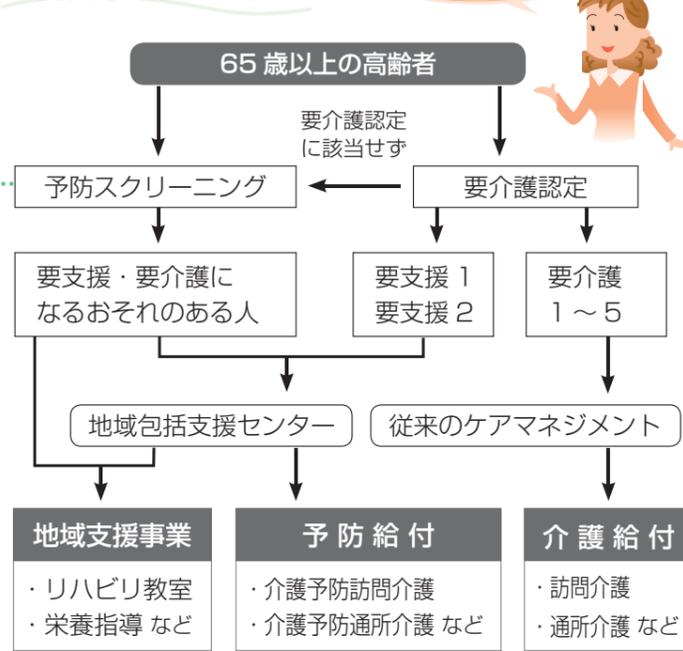


4月から

すすんで介護予防 介護保険が大きく変わりました

介護予防の流れ



こう変わります

介護保険が、この4月から大きく変わりました。要介護度の軽い高齢者には、状態の改善に向けた新たな介護予防サービスを導入し、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防事業を行います。

また、住み慣れた地域での自立を支援するため、市町村に地域包括支援センターを新しく創設、高齢者の生活を総合的に支援し、在宅と施設介護の中間的役割を担う、地域密着型サービスを充実させることとなりました。

また、保険料も細分化を図り、低所得の人にきめ細かく配慮した新しい段階設定となりました。

今回の改正の狙いは、介護が必要となる人の予防を重視して、高齢化の進展や一人暮らしの増加で膨張する介護給付費の増加を抑えようとするものです。

ここでチェック！ 予防スクリーニングであなたの生活機能を確認してみましょう！

バスや電車で、一人で外出していますか	はい	いいえ	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
階段や手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ
イスに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
この1年間に転んだことはありますか	はい	いいえ	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
6カ月で2~3kg以上の体重の減少がありましたか	はい	いいえ	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
身長 cm 体重 kg BMI ^(注) が18.5以上ですか	はい	いいえ	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
			(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) ※適正は 18.5 ~ 24.9

！ピンク色の回答にチェックが入ったら、運動機能の低下、低栄養状態、口腔機能の低下、閉じこもりなど、なんらかの生活機能の低下が心配されます。地域包括支援センターに相談してみましょう。

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんがいっまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、「介護」福祉「健康」「医療」などの様々な面から総合的に支援する機関として、市町村に設置されます。

南越前町の地域包括支援センターは、南越前町役場別館高齢者対策室に設置されました。

介護予防ケアプラン作成

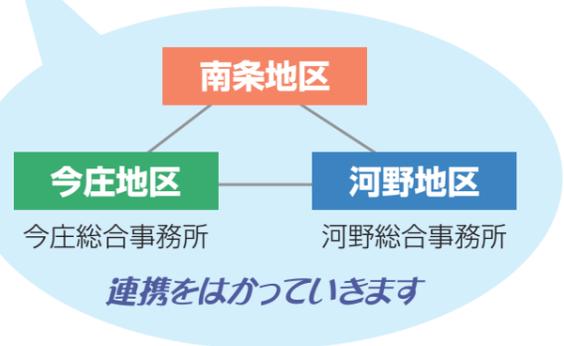
南越前町地域包括

支援センター

総合相談の窓口

どんな人が配置されていますか？

地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが配置されています。「チーム」を組んで、介護予防や高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつないでいきます。



よろしくお願ひします

地域包括支援センターでは、こんなことを行います。

さまざまな問題を解決するために
～総合相談支援～

介護だけでなく、様々な制度や民間サービス、地域の事業などについて高齢者からの相談を受け、必要なサービスにつなぎます。

適切な介護予防のために
～介護予防ケアマネジメント～

要支援1・2の人や、介護が必要な状態になるおそれのある高齢者の介護予防ケアプランを作成します。

高齢者のみなさんの権利を守るために
～権利擁護～

高齢者の人権や財産を守るために、適切な機関につなげたり、虐待防止のための支援を行います。

いつでも必要なサービスが提供されるために
～包括的・継続的ケアマネジメント～

医療機関、ボランティア団体などとの連携を強化して、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の相談支援を行います。

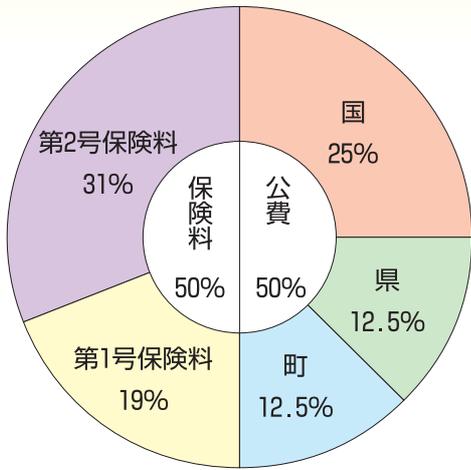
65歳以上の介護保険料が 変わりました

介護保険制度は、介護保険事業計画を3年ごとに作成し、65歳以上の人（第1号被保険者）が負担する介護保険料を決めています。平成17年度に「第3期介護保険事業計画」が作成され、平成18年度からの新たな保険料基準額などが決定しました。

介護保険の財源割合の変更

介護保険の財源は、保険料50%、公費（税金）50%でありつています。平成18年度～20年度については第1号被保険者（65歳以上の人）保険料19%、第2号被保険者（40歳～64歳の方）保険料31%の負担割合となりました。

介護保険の財源



保険料基準額は

4、500円

今回決定した保険料基準額は、第3期事業運営期間（平成18年度～20年度）に必要なと見込まれる介護サービス（介護給付・予防給付・地域支援事業）費用のうち、65歳以上の人（第1号被保険者）負担分（費用の19%）を、町の65歳以上の人数で割って算出しています。この基準額をもとに、所得に応じて保険料が決まります。

特別徴収対象者

の変更

平成18年度から、新たに遺族年金・障害年金の受給者が特別徴収の対象となりました。年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。

納期は、年間6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）です。

※老齢福祉年金、寡婦年金、恩給等については、特別徴収の対象とはなりません。

所得段階区分は

5段階区分から6段階区分に

基準額をもとに、所得に応じて保険料が決められます。

保険料段階	所得段階の説明	保険料算式	年保険料額
第1段階	生活保護を受給している人、および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.5	27,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	27,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	基準額×0.75	40,500円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額	54,000円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	67,500円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	81,000円

■問合せ 保健福祉課高齢者対策室 ☎ 47-8009